

水田活用の直接支払
交付金の見直しに係る

要 望 書

2022（令和4）年 7月

北海道農民連盟

水田活用の直接支払交付金の見直しに係る要望

水田活用の直接支払交付金の見直し事項が公表されましたが、北海道は国の減反政策のもとで主食用米からの作付転換に尽力した経過にあり、既に長年水稲を作付していない農地も数多く存在するため、道内の農村地域に甚大な影響を及ぼす恐れがあることから、生産現場では大きな混乱が生じています。

各地域では、将来の農地のあり方などについて議論が始まっていますが、現在の耕作者(所有者)の判断で今後の農地の扱いを短期間で判断することとなるため、地域の検討は進んでいない状況にあります。なかでも、農水省は「現場の課題を検証する」としていますが、現状では具体的な方向性が示されておらず、先が見通せないなかで農地のあり方を判断することは難しいことから、早期に地域の意見を十分考慮した対応等が求められています。

つきましては、本道農村地域の持続的発展と農業者の不安払拭のため、下記の通り要望いたします。

1. 今後5年間の水張り実績の猶予などの柔軟な対応

①基盤整備事業の計画及び進行中の農地

基盤整備事業に取り組むにあたり、北海道は10年程度の計画で事業完了期を迎えることが多く、予算の執行状況により計画遅延が生じる恐れがあるほか、工事期間中は水張りできないことや、整備後(2027年度以降)に水稲作付を計画しているなど各地域・生産者の事情があるため、当該地域(農地)については水張り実績の確認期間を延長するなどの柔軟な対応を図ること。

②5年以上の輪作体系が確立されている農地

北海道内の地域によっては6年以上の輪作体系が確立しているなか、ブロックローテーションの一環で水張りした場合、翌年の麦・大豆等を基軸とした輪作体系には土壌の性質改善が必要で、化学肥料・農薬等の使用量増加が見込まれることから、5年間のブロックローテーションでは「みどりの食料システム戦略」の方向性と逆行するため、地域の振興作物の輪作事情を踏まえ、中長期的な計画書等を提出するなどの要件で、水張り実績期間の延長を設けるなどの対応を図ること。

③農地の賃貸借契約を行っている当事者への対応

農地を賃貸借契約している当事者双方において、交付金の見直しに対する理解が進んでいない場合、土地評価額の下落などをめぐってトラブルが生じかねないため、生産現場へ見直しに関する情報の周知徹底を図ること。

また、農地を借用している耕作者が、水稲用機械を所有していないなど今後5年間に水張りできない農地において、土地評価額への影響などから地主より早期の農地売買を求められる事例が生じているが、耕作者の農業経営改善計画と整合性が取れないため対応できず、地主からの一方的な契約解消や耕作放棄地の発生などに繋がりにかねないことから、水張り実績期間を延長するなどの柔軟な対応を図ること。

2. 畑地化支援の継続と複数年での交付金の支払い

交付金の見直しが公表されて以降、生産現場では今後の農地の扱いについて議論が始まったばかりであり、現状2023年度までとされている畑地化支援を活用するか否かを判断するには地域のあり方を検討する上で期間が短いため、2024年度以降も継続すること。

また、団地化に向けて畑地化支援を活用し営農する上で、交付金が単年による一括支払いの場合、受領する農業者の課税事業所得の負担が大きく、専用機械等の導入計画に支障をきたす恐れがあるため、複数年での交付を可能とすること。

3. 人・農地プランに位置付けられた担い手等が交付対象外農地を取得した際の対応

現状の見直し内容では、現在の耕作者（所有者）の考えで今後の農地の扱いを取り決めてしまい、当該農地を買い（借り）受けた耕作者が自身の経営判断のもとで営農できない状況にあるほか、見直しによって将来の農地のあり方等について検討する地域内の協議が停滞し、水田と畑地がモザイク状に点在するなど担い手への農地集約・集積が進まない恐れがあるため、地域計画（人・農地プラン）に位置付けられた担い手等が取得した交付対象外農地において、水稲を作付した場合は対象農地に戻せる措置を講ずること。

4. 水稲育苗ハウス立地における農地の取扱い

積雪寒冷地域においての水稲育苗ハウスは、稲作農業者にとって良質な苗を栽培するために無くてはならないものであり、当該ハウスが立地している農地については交付対象とすること。

また、今後区画整理を計画している地域では、集約・集積などに支障が生じる恐れがあるため、毎年7月1日現在の「地域別作付計画面積報告書」等で水稲育苗ハウス活用の記載報告などをもって交付対象農地として認めること。

5. 食料安全保障など多面的機能を有する農地への政策の構築

①食料安全保障を踏まえた新たな政策

減反政策を受け、北海道は国の指導のもと米の生産数量目標の配分に従って転作を強化し、自給率向上や耕畜連携による飼料確保、環境保全など多面的な役割を果たしてきた経過にあるが、交付金の見直しにより対象外農地となった場合においても、世界情勢の不安定化に伴う穀物等の高騰を背景に、国内農産物の安定生産や農地の適正利用が食料安全保障の観点からも重要であるため、交付対象外農地も活用できる新たな政策を早急に構築すること。

②農村地域の経済活性化に向けた産地交付金の拡充強化

産地交付金は地域の振興作物の拡大に寄与し、農村地域の経済活性化に重要な役割を果たしていることから、見直しによって交付対象外となった農地においても産地交付金を活用できるよう制度の拡充強化を図ること。

③国内自給及び安定供給に向けた多年生作物（牧草）への支援について

配合飼料価格の高騰や世界情勢の不安定化などで、我が国の食料安全保障が見直されていることから、食料自給率向上など国内飼料の安定的な確保に向けて、水田地域における多年生作物（牧草）の生産に対する新たな支援を局や課、省庁を横断して構築すること。